

川崎市木材利用促進感謝状贈呈要綱

令和5年5月19日

5川ま企第56号

局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市内において、木材利用促進の取組に積極的に協力した者の功績に対し、感謝の意を表すとともに他の模範として広くその功績をたたえることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状贈呈対象者)

第2条 この要綱により感謝状の贈呈を受けることができる者は、川崎市木材利用促進事業事例届出制度実施要綱第3条の規定に基づく届出をしている者で、木の価値の普及に寄与し、本市の木材利用促進の取組に大きく貢献した個人及び団体並びに事業者とする。

(選考の方法)

第3条 まちづくり局長は、前条に規定する対象者があるときは、川崎市木材利用促進感謝状贈呈候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮り、市長に推薦するものとする。

- 2 まちづくり局にまちづくり局長、総務部長、庶務課長及び企画課長をもつて構成する選考委員会を置き、感謝状贈呈候補者を選考する。
- 3 市長は、第1項の規定による推薦に基づき、感謝状を贈呈する個人及び団体並びに事業者を決定するものとする。

(贈呈)

第4条 市長は、感謝状贈呈対象者の個人及び団体並びに事業者に対し感謝状を贈呈する。この場合において、記念品を添えることができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、まちづくり局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月7日から施行する。